

戸籍等証明書の郵便による申請書

小野町長

令和 年 月 日

1 申請者はどなたですか（原則として住民登録地への返送となります。）

申請者	住所	〒 _____
	氏名 (自署してください)	フリガナ ①
	電話番号	日中連絡がとれる番号をご記入ください
申請者と証明が必要な方との続柄	該当する□にシ点をご記入ください □本人 □配偶者 □父母 □子 □祖父母 □孫 □その他 ()	

2 どなたの証明が必要ですか

本籍	福島県田村郡小野町大字		
証明が必要な方の氏名	フリガナ	生年月日	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	
筆頭者氏名 (戸籍の最初に書かれている方) ※亡くなられても変わりません	フリガナ	生年月日	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	

3 必要な証明書の数を記入してください

戸籍	全部事項証明 (謄本)	通	1通450円
	個人事項証明 (抄本)	通	
□除籍 □改製原戸籍	全部事項証明 (謄本)	通	1通750円
	個人事項証明 (抄本)	通	
附票 ※1	全部	通	1通200円
	一部	通	

※1 証明が必要な住所をご記入ください

住所 []
住所 [] の記載がある附票

身分証明書 (本人以外からの請求については本人からの委任状が必要です)	通	1通200円
その他の証明書 ()	通	手数料はお問い合わせください

4 使用目的を記入してください

□パスポートの手續 □年金の手續 □戸籍の届出 □車の手續 □その他 ()
□相続の手續
() の出生から死亡までの戸籍一式を各 () 通
() の婚姻から死亡までの戸籍一式を各 () 通
() の死亡記載のある戸籍を () 通

5 最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください

届出の種類	届出年月日	届出をした役所名
[]	[]	[]

・ プライバシーの侵害や差別につながるような不当な目的による請求には応じられません。(戸籍法第10条)

・ 偽りその他不正の手段により、戸籍謄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の過料に処せられます。(戸籍法第133条・134条)

郵便での戸籍等証明書の申請について

戸籍(除籍)謄本、戸籍の附票、身分証明書等は本籍地にて発行されます。
(受理証明書は届出を提出した市区町村にご請求ください。)

請求に必要な書類

- ① **申請書** 「戸籍等証明書の郵便による申請書」に必要事項をご記入ください。
※他の市区町村で作成した申請書や便箋等に必要事項を記入したものでも構いません。
- ② **本人確認書類** 本人確認が必要なため、申請者の氏名・住所が確認できるもの
(運転免許証や健康保険証等)の写しを同封してください。
※パスポートは住所の確認ができないため、郵送請求の際には本人確認書類となりません。
※官公署で発行された有効期限内の書類の写しを同封してください。
- ③ **手数料** 郵便局で料金分の定額小為替を購入し、同封してください。
※定額小為替には何も記入しないでください。
※現金書留もご利用いただけます。
- ④ **返信用封筒** 返送先の住所・氏名をご記入の上、切手を貼って同封してください。
※返送先は住民登録地(本人確認書類に記載された住所)となります。
※お急ぎの方は速達にてご準備ください。
- ⑤ **その他**

■委任状

戸籍を取得できるのは、以下の方です。

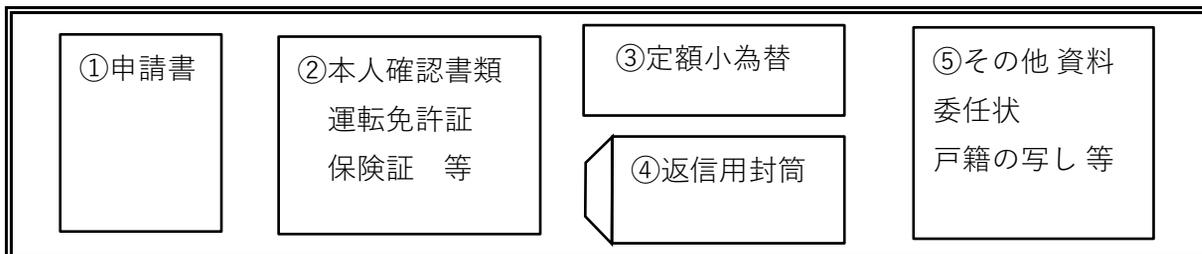
- (1)戸籍に記載されている本人、(2)戸籍に記載されている者の配偶者、(3)戸籍に記載されている者の
直系尊属・卑属

上記以外の方が戸籍の請求をする場合、原則的に戸籍を取得できる(1)~(3)に該当する方からの委任状
が必要です。(委任状には委任者の自署と押印が必要です。)

■請求者と請求に係る方との関係がわかる戸籍の写し等

申請者が小野町に本籍を置いたことがない場合、小野町に保管されている戸籍では請求に係る方との親
族関係を確認できないため、それを証明する戸籍謄本等の写しが必要となります。

第三者請求(上記(1)~(3)以外の方による請求)の場合には、請求に至る原因や提出先を明らかにする
書類の写しを同封していただくこととなります。



請求先 (請求に必要な書類等を封筒に入れて、下記宛にご請求ください。)

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地
小野町役場 町民生活課
TEL: 0247-72-6933 (直通)